

回 答 書

令和8年1月19日

質問事項	回答
<p><b>【物件番号1～13】</b> 各入札箇所の前回の落札価格を教えてほしい。</p>	<p>詳細については別紙一覧表を確認してください。</p>
<p><b>【物件番号14】</b> 入札参加資格の中に、「法人の場合は飯塚市内に本店又は支店若しくは営業所を有すること」とあるが、アイス自販機を管理運営できる代理店が飯塚市内に存在しないため、今回の入札が不落になる可能性があると思う。その場合、入札条件の変更及び緩和等の対策は取られるか。</p>	<p>不落になり、施設所管課と協議の上、再度入札に付す場合は、飯塚市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する一般競争入札実施要領第2条（5）「（略）入札に付し入札者がなく再度の入札に付す場合は、福岡県に住所等を有すること。」に基づき、入札参加資格を変更する場合があります。</p>
<p>(1) 現在弊社で設置中の自販機についてユニバーサルデザインではないものを設置している物件もあるが、今回落札した場合、ユニバーサルデザインの自販機に変更する必要はあるか。 (2) 【物件番号1】 設置方向の変更は可能か。 現在：南向き（市役所正面駐車場方向）、変更後：西側（市役所第3駐車場方向）</p>	<p>(1) ユニバーサルデザインとは、障がいの有無、年齢、性別、人種にかかわらず、すべての人が利用しやすいように設計された環境や製品を指し、より広範な視点からのアプローチを意味します。このため、現在、設置している製品が視認性や操作性など、さまざまな観点からみて何らかの要件が満たされている製品であれば、特に問題はありません。 (2) ATM看板（2社）に被らなければ設置方向の変更は可能です。</p>